

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13326

研究課題名（和文）訴訟法的規律の観点からの日米司法比較

研究課題名（英文）US-Japan comparison of the judiciary, focusing on the development of the civil procedure

研究代表者

岡野 誠樹 (Okano, Nobuki)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：50756608

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本国憲法下での司法の特徴を、概ね同時代のアメリカ連邦司法が経験した変化と比較対象することで、明らかにするものである。
日米の司法の差異は、仔細にみれば非常に大きく、少し踏み込んだ比較は直ちに困難に直面する。本研究では、まず、日本法サイドで着目すべき論点を選択した後、比較に有用なアメリカ法の断面を切り出し、前者の特徴を捉えることを目指した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

在外国民審査訴訟の最高裁大法院判決（最大判2022年5月25日民集76巻4号711頁）のように、世上注目される素材を論評する機会を得たことから、本研究の意義を国内の憲法学会に示す機会には恵まれた。ただし、そのような具体的機会以前に、筆者のアメリカ法研究に対しても、憲法学会からの関心は存在していたので、現在は、先行して形成されていた関心への応答という段階にある。本研究期間中の以上のような展開は、本研究が憲法学会に受容され、意義を認められていることを示唆する。

研究成果の概要（英文）：This study explores the characteristics of the judiciary under the Japanese Constitution by comparing it to the transformation that the U.S. federal courts experienced during a contemporaneous period.

The differences between the U.S. and Japanese judiciaries are so profound when viewed in detail that a glance would be enough to perceive the difficulties accompanying the comparison. In this study, I first select the issues to be examined on the Japanese law side. Then, I aimed to grasp the characteristics of the Japanese judiciary by way of comparison with some aspects of American law.

研究分野：憲法

キーワード：司法 アメリカ憲法 アメリカ民事訴訟法 比較憲法 違憲審査

1. 研究開始当初の背景

憲法学の比較対象国としてアメリカを選択する場合に、アメリカ型の付随的違憲審査制を日本国憲法が採用していることは、有力な理由づけを提供する。もっとも、そのような動機は、かつてであれば有した自明性を、既に1980年代半ばには失っている。現在では、日本国憲法の解釈論を展開するために、アメリカの違憲審査制を研究するという選択の意義は、それ自体、継続的に吟味に曝される必要がある。

そのような把握を前提に、筆者は、本研究に先立つ数年間(2015年4月から3年間の東京大学法学部での助教任りに概ね対応する)に、アメリカにおける違憲審査制が20世紀後半以降に経験した歴史的变化を、民事訴訟の規律に焦点を当てて跡づける研究を遂行した。その成果の骨子は、国家学会雑誌への連載として、本研究と重なる時期に公表に至った(「憲法-訴訟-法」国家学会雑誌133巻1・2、5・6、7・8、9・10、11・12号(以上2020年)、134巻3・4号(2021年))。

さて、戦後日本における違憲審査制の実践は、アメリカからの極めて大きな影響を受けたところ、そのような変化は、概ね上記の歴史的变化の前の層から(あるいは、変化後の影響であっても、変化を明瞭には意識しないまま)のものである。アメリカ法史上の認識として、変化を意識した場合に、初めて明らかにできる日本法による継受(・不継受)の特徴がある。また、日本の違憲審査制は、それはそれで独自の展開を、既に極めて長い「戦後」の実践の中で遂げており、その展開を理解するための有用なツールも、日米比較が提供し得る。

以上のような方向を展望して、助教時代以来の関心を維持し、比較法的考察を継続することが、本研究の企図であった。

2. 研究の目的

本研究は、日本国憲法下での司法の特徴を、概ね同時代のアメリカ連邦司法が経験した変化と比較対照することに、当初の目的を設定していた。アメリカ法の展開について包括的理解を深めるとともに、それが日本法の検討に方向感覚を与えるフィードバック効果を狙う、そのような目的設定であった。

しかるに、日本との比較の契機を組み入れることは、アメリカ法史の展開を内面的に理解する探求との間で、ある水準以降、厳しい緊張関係をもたらす。そのことは、本研究開始時点から意識していたが、結果的に、見通しが楽観的に過ぎたことを痛感する事態となった。研究を遂行する過程では、日本法との比較というポイントに、本研究課題の範囲を画定するために、当初の予想を超えて負荷をかける形となった。すなわち、比較のための有用性という観点から、アメリカ法の検討範囲を画するという戦術を、多用した。

そのような軌道修正を経た上で、現時点で目的を再構成しても、日米比較により、日本国憲法下での司法の特徴を明らかにした点には、変わりがない。ただ、実際の考察は局所的なものとなり、脈絡ごとに比較に有用なアメリカ法の断面を切り出した上で、いわば各論的特徴を多面的に明らかにすることに、目的がシフトしたと言い得る。当初企図した、より包括的な視座からの考察については、暫定的な見通しを部分的に公表したものの、本格的には他日を期するほかない。

3. 研究の方法

研究方法は、文献を収集し、丁寧に読解・分析するという標準的なものである。上記「1.」の助教時代の研究を遂行する過程で構築した方法的基礎は、もちろん引き継いでいる。

今回、付け加える意味がある事柄としては、本研究期間中に、ある程度、英語圏で近年とみに盛んとなっている比較憲法学の影響を受けたことであろうか(Ran Hirschl, *Comparative matters: the renaissance of comparative constitutional law* (2014)); 筆者の関心範囲に近いところでの最近の注目すべき業績として、Rosalind Dixon, *Responsive Judicial Review* (2023))。もっとも、そこでの驚異的な参照範囲の広さをみるに、現時点での筆者は、率直に言って、こうした研究動向からの影響を直接に受け止めるには準備不足であった。筆者が受けた影響は、自身の日米比較の方法を反省することに向けられた、間接的なものに止まる。ただし、例外的に、カナダ憲法研究については、既に自身の枠組みに取り入れつつある(「裁判の中の外国法」、「司法にとっての『社会』の変容と違憲審査『活性化』のゆくえ」)。

4. 研究成果

(1) 研究成果としては、個別論点ごとに(上記「2.」参照)アメリカ法の展開との比較において、日本国憲法下での司法の特徴を明らかにしたことを、第一に挙げるべきであろう。具体的にそのような成果を公表できた問題群には、団体訴訟、反対意見、裁判所による外国法の参照、公法上の当事者訴訟の活用範囲などがある。

また、不十分ではあれ、日本の司法・違憲審査の展開の包括的な評価を試みたものとして、前期論文「司法にとっての～」のCPPTシンポ報告“Function and Dysfunction of the Catalytic Judicial Review in Japan”がある。

(2) 元来、訴訟手続に注目するところに筆者の研究の特色があったことから、人権論を中心とした実体憲法解釈への踏み込みは、順序としては後回しになった。ただし、恣意的な切り出しによる副産物たる位置づけは免れないものの、集会の自由に関わる事案での判例評釈において、本研究の観点からの考察を組み入れる目処をつけることができた(2023年8月公表予定)。

(3) この間、在外国民審査訴訟の最高裁大法廷判決のように、世上注目される素材を論評する機会を得たことから、筆者の研究プログラムの意義を国内の憲法学会に向けて示す機会には恵まれたように思われる。ただし、そのような機会を得るよりも前に、既に憲法学会からは、筆者の研究がアクチュアルな問題に対して持ち得る含意に対して、関心を向けていただいていた(木下昌彦ほか「学会回顧2022 憲法」法律時報94巻13号(2022年)4頁以下、23-24頁〔高田倫子執筆〕は、筆者のアメリカ法研究の「独自」性を指摘しつつも、それが在外国民審査訴訟と関連性を持ち得ることを捉える)。上記の論評は、そのように先行して形成されていた関心に応答する意味をもつ。現時点での応答の的確性は批判をまちたいが、本研究で得られた成果については未公表のままの部分も多く、今後暫くは、知見の整理・公表に継続して努めたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 808
2. 論文標題 立ち枯れないために：精神的自由をめぐる反対意見三題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 37-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 教科書
2. 論文標題 裁判の中の外国法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新井誠ほか編『世界の憲法・日本の憲法：比較憲法入門』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 80-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 記事ID: L2209003
2. 論文標題 在外国民審査訴訟最高裁大法廷判決の憲法上の論点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 有斐閣Online Journal	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 797
2. 論文標題 書評 コロナ禍との距離のとり方の探求（大林啓吾編『感染症と憲法』）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 130-131
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 38
2. 論文標題 司法にとっての「社会」の変容と違憲審査「活性化」のゆくえ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 63-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡野誠樹	4. 巻 論文集
2. 論文標題 司法権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山本龍彦 = 横大道聡編『憲法学の現在地』(日本評論社)	6. 最初と最後の頁 374-388
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Nobuki Okano
2. 発表標題 Function and Dysfunction of the Catalytic Judicial Review in Japan
3. 学会等名 Symposium: The New Comparative Political Process Theory (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------